

「福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程」実施要領

1. 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の目的・特徴

1. 目的

- (1) 福祉・介護職員が、自らのキャリアアップの道筋を描き、それぞれのキャリアパスの段階に応じて共通に求められる能力の向上を段階的・体系的に習得することを支援する。
- (2) 各法人、事業所が主体的に職員のキャリアパスを整備し、これに沿った職員育成施策を確立・実施することを支援する。

2. 特徴

- (1) 福祉・介護職員のキャリアパスに応じた資質向上を段階的・体系的に図る。
- (2) あらゆる事業種別・職種を横断した福祉・介護職員全般を対象とする。
- (3) 研修内容の標準化を図り、全国共通の基礎的研修とする。
- (4) さまざまな研修実施機関・団体が連携して実施する。

2. 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の運営方法

1. 本課程の実施団体

(1) 実施団体とその要件

① 実施団体は、次のとおりとする。

ア. 都道府県・指定都市社会福祉研修実施機関

イ. 職場内研修実施法人

職場内研修実施法人は、自法人内の役職員を対象に本課程を実施するものとし、以下の条件をいずれも満たすものとする。

a. 社会福祉事業及び社会福祉法施行令で定める社会福祉を目的とする事業を営む法人

b. 2以上の施設・事業所を営む法人

② 実施団体は、次のアからエの規定を遵守しなければならない。

ア 本課程の「実施要領」及び「実施要領細則（以下、細則という）」の規定に則るとともに、本課程の標準テキスト、ワークシート、指導の手引きを使用すること。

- イ 本課程の指導者は、中央福祉学院が開催する「指導者養成研修会」、福祉職員生涯研修課程指導者を対象とした「指導者養成研修会フォローアップコース」又は一定の教歴を有す者を対象とした「指導者養成研修会教歴者コース」を修了した者とする。
- ウ 修了証を発行し、修了者台帳を保存すること。
- エ 毎年度終了後速やかに研修実施に係る実施状況報告書及び新年度の実施計画書を運営委員会に提出すること。

(2) 実施団体の登録

本課程を実施しようとする団体は、(1)の規定および細則の規定に則って、所定の様式及び付属資料により、運営委員会に登録の申請を行うものとする。運営委員会は申請内容を審査し、要件に適合していると認めた団体を実施団体として登録する。

(3) 実施団体の登録解除

実施団体が登録を解除しようとするときは、所定の様式により運営委員会に申請しなければならない。

(4) 実施団体の登録取り消し

実施団体が下記の各項にいずれかに該当するときは、運営委員会は該当団体の登録を取り消すことができる。

- ① 本要領および細則の規定に違反したとき。
- ② 実施団体登録に際して運営委員会に虚偽の申請をしたと判明したとき。
- ③ その他運営委員会が実施団体として不適当と認める相当の事由が発生したとき。

(5) 中央福祉学院の役割

- ① 「標準テキスト」「ワークシート」「指導の手引き」等を作成する。
- ② 「指導者養成研修会」、福祉職員生涯研修課程指導者を対象とした「指導者養成研修会フォローアップコース」又は一定の教歴を有す者を対象とした「指導者養成研修会教歴者コース」を実施する。
- ③ 必要に応じて、中央福祉学院独自又は実施団体と連携しながら、本課程を実施する。
- ④ 運営委員会の事務局業務を担う。

2. 受講対象者、受講要件

(1) 受講対象者

研修課程名	想定する受講対象者	教育・研修内容
1. 初任者コース	<ul style="list-style-type: none"> ・新卒入職後3年以内の職員 ・他業界から福祉職場へ入職後3年以内の職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・サービス提供者、チームの一員としての基本を習得する。 ・福祉職員としてのキャリアパスの方向を示唆する（無資格者には資格取得を奨励する）。
2. 中堅職員コース	<ul style="list-style-type: none"> ・担当業務の独力遂行が可能なレベルの職員（入職後概ね3～5年程度の節目の職員） 	<ul style="list-style-type: none"> ・中堅職員としての役割を遂行するための基本を習得する。 ・中堅職員としてのキャリアアップの方向を示唆する。
3. チームリーダーコース	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来チームリーダー等の役割を担うことが想定される中堅職員 ・現に主任・係長等に就いている職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・チームリーダー等の役割を遂行するための基本を習得する。 ・チームリーダーとしてのキャリアアップの方向を示唆する。
4. 管理職員コース	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来管理者の役割を担うことが想定される指導的立場の職員 ・現に小規模事業管理者・部門管理者等に就いている職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・管理者としての役割を遂行するための基本を習得する。 ・管理者としてのキャリアアップの方向を示唆する。
5. 上級管理者コース	<ul style="list-style-type: none"> ・近い将来上級管理者の役割を担うことが想定される職員 ・現に施設長等運営統括責任者に就いている職員 	<ul style="list-style-type: none"> ・トップマネジメントとしての役割を遂行するための基本を習得する。 ・統括責任者としてのキャリアアップの方向を示唆する。

※職場内研修実施法人については、受講対象を自法人内の役職員に限る。

※上級管理者コースの実施主体は中央福祉学院に限る。

(2) 受講要件

下位階層の研修を修了していることを原則とする。但し、当該所属長の推薦があれば、中途階層からの研修受講を認める。

なお、「生涯研修課程（旧課程）」を修了した者は、下記のとおり本課程の該当するコースを修了したものとみなすことができる。

(参考)

旧課程		本課程
新任職員研修課程	⇒	初任者コース
中堅職員研修課程	⇒	中堅職員コース
指導的職員研修課程	⇒	チームリーダーコース
施設長等管理職員課程	⇒	管理者コース
		上級管理者コース

3. 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程のプログラム

(1) 科目構成

基軸科目	科目 1	キャリアデザインとセルフマネジメント
基礎科目	科目 2	福祉サービスの基本理念と倫理
	科目 3	メンバーシップ・リーダーシップ
啓発科目	科目 4	人材育成・能力開発
	科目 5	業務課題の解決と実践研究
	科目 6	リスクマネジメント
	科目 7	多職種連携・地域協働
	科目 8	組織運営管理

(2) 学習方法、学習時間数

面接授業と自己学習の組み合わせで研修プログラムを実施する。

(3) 標準研修プログラム

標準研修プログラムは、別紙のとおりとする。

4. 福祉職員キャリアパス対応生涯研修課程の修了の要件

修了の要件は、次に掲げる全てを行うこと。

1. 研修受講にあたり事前課題を提出すること。
2. 面接授業の全課程に出席すること。ただし、細則 7(2)に掲げる条件を満たす場合はこの限りでない。

(平成 25 年 4 月 1 日制定・同日施行)

(平成 28 年 3 月 23 日改正・同日施行)

(平成 30 年 2 月 1 日改正・同日施行)

別紙

標準研修プログラム

I 自己学習（事前課題）

事前学習およびプロフィールシートの作成

II 面接授業

プログラム	内容	時間 (目安)
基軸科目の講義と演習	<ul style="list-style-type: none">自己学習で作成したプロフィールシートについて相互紹介する。テキスト第1章の内容を確認し、キャリアデザインの意義や目的を理解する。	120分
基礎科目の講義と演習	<ul style="list-style-type: none">第2章～第3章の内容について理解する。	120分
重点科目の講義と演習	<ul style="list-style-type: none">各階層で特に重要なテーマについて重点的に学ぶ。	120分
啓発科目の講義と演習	<ul style="list-style-type: none">テキスト第4～8章の内容について自らの理解度を確認する。	120分
行動指針の策定	<ul style="list-style-type: none">自己学習および面接授業で学んだ内容をふまえ、各階層職員としての行動指針を作成する。	120分
キャリアデザインシートと行動計画の策定	<ul style="list-style-type: none">各階層職員としての行動指針をふまえ、自らのキャリアデザインを描く。	120分